

(社) 東京都障害者スポーツ協会・競技団体支援事業実施要綱

1. 目的

この要綱は、障害者スポーツ競技団体が助成申請した主催事業等に対し、予算の範囲内において、(社) 東京都障害者スポーツ協会（以下「協会」という。）が競技団体支援事業として助成することを目的とする。

2. 対象団体

この事業の対象となる団体は、東京都における障害者スポーツ振興活動を主たる事業としている団体（以下「団体」という。）で下記の各号に該当する団体であることとする。

- (1) 原則として、所在が都内にあり、東京都における障害者のスポーツの普及、振興に寄与する団体であること。
- (2) 常時、スポーツ活動を実施している東京都域の当該競技の統括または調整団体であること。
- (3) 会則を持ち民主的運営がされている団体であること。
- (4) 単一の職場（学校、施設）に所属している者のみで構成されていないこと。

3. 対象事業

この助成の対象となる事業は、上記対象団体が主催、又は、主管する次の事業とし、協会との共催事業又は後援事業の場合は、それを明記する。

- (1) 競技会
- (2) 講習会・強化合宿等
- (3) その他特に認める事業

4. 助成審議委員会の設置

以下の5. 6. 7の事項を審議するため東京都障害者スポーツ競技団体支援事業助成審議委員会を設置する。

5. 団体への助成決定

この事業の助成を受ける団体及び金額は、本協会の助成審議委員会の決定を受けるととする。

6. 対象経費

この事業の助成金は、下記の表に定める経費を対象とする。

会場使用料	
謝金	
旅費	・ 申請事業に携わるスタッフの打合せ会、準備及び当日における会場までの交通費 ・ 申請事業予算額の20%まで
消耗品費	・ 食費については、1人1食@1,000円までとし、それぞれの申請事業予算額の30%まで
印刷費	・ プログラム作成費等
保険料	

7. 助成額

助成額については、事業実施規模と実施事業の有効性を勘案し、当該年度の予算の範囲内で助成額を決定するものとする。

(1) 助成額試算表

実施事業規模	助成限度額
30人未満	50,000円以内
30人以上50人未満	100,000円以内
50人以上	120,000円以内

※継続して実施する事業のように、複数の事業を併せて申請する場合、その一つの事業規模は参加者が10名を超えること。

(2) 助成限度額を超える助成が特に必要な場合は、助成審議委員会での特別承認を得るものとする。

8. 助成金の申請

この事業による助成を希望する団体は、毎年4月末日までに当該年度の事業にかかる申請書・事業企画書を提出するものとする。

9. 決定通知

この事業の助成は、助成審議委員会審議等の決定を受けて、申請団体へ5月末日までに通知する。

10. 事業報告

申請団体は、申請事業終了後、事業完了報告書兼請求書及び精算書を速やか（事業完了後1か月以内）に本協会に提出すること。なお、精算については証憑（原本を基本とするが不可能な場合はコピーでも可）を必ず添付すること。また、2月末日までに申請事業を完了せずに、3月に実施する団体の完了報告については、個別に対応することとする。

報告に必要な書類は、下記のとおりとする。

- ① 事業完了報告書兼請求書
- ② 精算報告書
- ③ 領収証
- ④ プログラム・実施要綱等（又は報告書）

※報告の際は、適切なところに捺印処理がされているか再度確認をすること。

11. 助成金の支払い

申請事業完了後（報告書提出後）の精算払いとする。

12. 適用期日

平成15年7月17日適用

平成15年12月20日適用

平成16年7月5日改正

平成18年2月1日改正

平成19年3月2日改正

平成20年4月1日改正